

本件事故当時、いわき市（旧屋内退避区域）に居住していた申立人（大人）が、避難費用（生活費増加費用を含む）精神的損害（自主的避難等対象区域に居住していた要介護の母親との避難による増額分を含む）宿泊に対する謝礼及び生命・身体損害（通院慰謝料等）の損害賠償を求めた事例。

## （全部）和解契約書

原子力損害賠償紛争解決センター平成 年（東）第 号事件（以下「本件」という。）について、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目及び期間について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

期間 自平成23年3月11日 至平成23年9月30日

損害項目		金額（円）
避難費用	移動費用	26,000
	家財道具移動費	83,834
生活費増加費用	家具等購入費	350,000
避難に伴う精神的損害		1,070,000
宿泊謝礼		420,000
生命・身体損害（通院慰謝料等）		94,850
合計		2,044,684

### 2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、前項の損害項目及び期間についての和解金として、金204万4684円の支払義務のあることを認める。

### 3 既払金

申立人及び被申立人は、被申立人が申立人に対し、第1項記載の損害に対する賠償金として金105万円を支払済みであることを確認する。

この既払金105万円について、第2項記載の和解金204万4684円と清算する。

### 4 支払方法

（省略）

### 5 清算

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目及び期間（これにかかる遅延損害金を含む）については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がないことを相互に確認する。

### 6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成24年10月1日

(仲介委員 竹下慎一)